

令和2年度「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の協議
作業要領

1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の防止等に加え、障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）

3 対象経費、補助率（案）

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
障害者総合支援事業費補助金	令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業	2. 障害福祉サービス事業者等に対する補助 1事業所あたり 1,000千円	障害福祉分野のICTモデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	<u>10</u> 10

4 補助対象となるICT

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのWIFI環境の整備費やインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。また、新型コロナウイルス感染防止のため、施設等利用者との関係者とのオンラインによる面会や、在宅介護の利用者と事業所とのアクセスのために必要な環境整備等についても対象とする。この場合、本事業の対象が障害福祉サービス事業者等であることを踏まえて、在宅介護の利用者が必要な機器等については、障害福祉サービス事業者等が取得し、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理を行う。

※3 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

5 補助基準額

- ・ 障害福祉サービス事業者等に対する補助経費
1 事業所あたり上限1,000千円

6 提出書類

- ・ 様式1-1、様式1-2を提出。